

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第三号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「子が」の下の「、条例第八条第二項の規定による請求にあつては三歳、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

第二十五条第十九号中「小学校就学の始期に達するまで」を「中学校就学の始期に達するまで」に改め、「看護」の下に「等」を加え、「世話を行うこと」の下に「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」を加え、「範囲内の期間」のあとに「イ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止」、「ロ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又はイに掲げる事由に準ずるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。